

## 定期建物賃貸借 宅建 H20-14-3 &lt;&lt;#735&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

期間が1年以上の定期建物賃貸借契約においては、賃貸人は、期間の満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に対し期間満了により賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、当該期間満了による終了を賃借人に対抗することができない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 定期建物賃貸借 【★基礎必須】

6 「定期建物賃貸借」において、期間が1年以上である場合には、建物の賃貸人は、期間の満了の1年前から6か月前までの間（「通知期間」）に建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。ただし、建物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した後は、この限りでない。（民法1046条1項）

